

## 平成31年由仁町議会第2回臨時会 第1号

平成31年3月28日(木)

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1、会務報告
- 4 議員の辞職許可報告について
- 5 総務文教常任委員会委員の選任について
- 6 選挙第 1号 南空知葬斎組合議会議員の選挙について
- 7 報告第 1号 専決処分した事件の報告について  
(由仁神社線神楽橋架換工事の契約金額の変更について)
- 8 議案第 1号 監査委員の選任について

### ○出席議員(8名)

議長 10番 熊 林 和 男 君	副議長 9番 吉 田 弘 幸 君
1番 羽 賀 直 文 君	2番 早 坂 寿 博 君
3番 加 藤 重 夫 君	4番 後 藤 篤 人 君
6番 佐 藤 英 司 君	7番 大 竹 登 君

### ○欠席議員(1名)

5番 浮 田 孝 雄 君

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	平	中	利	昌
總	務	課	中	島		哲
建	設	水	岩	花	司	君
道		課				君

○出席事務局職員

局		長	菊	地	和	夫	君
主		査	山	口	明	久	君
主		事	下	田	葉	月	君

◎開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は8名で、定足数に達しております。

よって、平成31年由仁町議会第2回臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 加藤君、4番 後藤君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。ごらんをお願いします。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議員の辞職許可報告について

○議長（熊林和男君） 日程第4、議員の辞職許可報告についてを議題といたします。

去る3月22日、井村勇夫議員から、一身上の都合により3月22日付をもって議員を辞職したい旨の届け出がありました。

議会閉会中のため、地方自治法第126条の規定により、同日の3月22日にこれを議長の権限で許可いたしましたので、報告をいたします。

◎日程第5 総務文教常任委員会委員の選任について

○議長（熊林和男君） 日程第5、総務文教常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

前段で報告したとおり議員辞職に伴い、総務文教常任委員会委員が1名欠員となりましたので、補欠委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の補欠選任については、委員会条例第7条第4項及び会議規則等運用例第65条の規定によって、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

総務文教常任委員会委員に羽賀君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、総務文教常任委員会委員に羽賀君を補欠選任することに決定をいたしました。

◎日程第6 選挙第1号

○議長（熊林和男君） 日程第6、選挙第1号 南空知葬斎組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

前段と同様の理由により、当町から選出していた南空知葬斎組合議会議員が1名欠員となりましたので、南空知葬斎組規約第5条第3項の規定により組合議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、会議規則等運用例第36条の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法は、議長から指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定をいたしました。

南空知葬斎組合議会議員に吉田君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいまの指名のとおり吉田君を南空知葬斎組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、南空知葬斎組合議会議員に吉田君を当選人とすることに決定いたしました。

◎日程第7 報告第1号

○議長(熊林和男君) 日程第7、報告第1号 専決処分した事件の報告について(由仁神社線神楽橋架換工事の契約金額の変更について)を議題といたします。

町長から報告を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 報告第1号、由仁神社線神楽橋架換工事の契約金額の変更を専決処分した事件の報告について申し上げます。

このたびの契約金額変更は、昨年の由仁町議会第3回定例会におきまして議決をいただきました由仁神社線神楽橋架換工事の契約金額を変更する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明をさせます。

○議長(熊林和男君) 建設水道課長

○建設水道課長(岩花 司君) 報告第1号 専決処分した事件の報告について内容の説明をいたします。

昨年の由仁町議会第3回定例会におきまして議決をいただきました由仁神社線神楽橋架換工事につきまして、喜多村建設株式会社を受注者として橋梁の架換工事を施工し、完成は平成31年3月20日を予定していましたが、橋梁下部工の基礎となる鋼管ぐいの納品がおくれたため、5月30日まで工事の工期を延長したことに伴い、全体工期に占める冬期間の日数が減り、冬期補正率の変更により契約金額を変更する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による町長の専決処分事項の指定について、第1項の契約金額から500万を超えない範囲での変更契約となることから、専決処分を行い、契約金額を6,426万円から6,411万9,600円に変更し、14万400円減額するものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君）　質疑はないものと認めます。

以上で報告第1号の報告を終わります。

◎日程第8　議案第1号

○議長（熊林和男君）　日程第8、議案第1号　監査委員の選任についてを議題といたします。

吉田議員は、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象となりますので、退席を求めます。

（9番　吉田弘幸君　退場）

○議長（熊林和男君）　町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松村　諭君）　議案第1号　監査委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、現在地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会議員の中から選任する監査委員が欠員となっております。このことから、豊富な経験と人格高潔で行政運営に關しすぐれた識見を有しております吉田弘幸氏を選任いたしたく、提案した次第であります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君）　質疑はないものと認めます。

ないようですので、以上で質疑を集結いたします。

会議規則等運用例第48条の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第1号　監査委員の選任については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（熊林和男君） 起立多数です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

(9番 吉田弘幸君 入場)

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

平成31年由仁町議会第2回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎閉会 午前10時13分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長                      熊 林 和 男

3 番議員                加 藤 重 夫

4 番議員                後 藤 篤 人